



身延町過疎地域持続的発展計画

1 策定の背景・趣旨について

昭和45年以降、四次にわたり過疎法が制定され、過疎対策が実施されてきたが、人口減少や少子高齢化はなお著しく、過疎地域以外の地域との格差は依然としてある。

これまでの「過疎地域自立促進特別措置法」が、令和3年3月31日をもって期限を迎えたことから、過疎地域における持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現を目指して、令和13年3月31日を期限とする「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「新過疎法」という。）が制定された。

2 基本方針について

新過疎法及び山梨県過疎地域持続的発展方針に基づき、「身延町過疎地域持続的発展計画」の基本方針を次のように定める。

- ① 持続可能な個性的で魅力的な地域社会の形成
- ② 持続可能な活力ある地域社会の形成
- ③ 持続可能な生きがいに満ちた先進的な高齢社会の形成
- ④ 未知なる感染症による社会の変容への対応

以上の基本的な方向を踏まえながら、本町の問題についてハード事業施策、ソフト事業施策を融合させた、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上が実現できる過疎対策を講ずることとする。

3 計画期間について

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

4 地域の持続的発展のための基本目標について

地域の持続的発展のための基本目標については、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンから設定する。

① 人口に関する目標

人口に関する目標	基準値	目標値 (令和7年度)
人口 (国勢調査)	12,669人 (平成27年度)	10,749人
社会増減 (山梨県常住人口調査)	-204人 (平成30年度)	±0人
合計特殊出生率 (厚生労働省人口動態統計)	1.33 (平成25~29年)	1.60

※合計特殊出生率の目標値は、「平成30~令和4年」の数値とする

② 地域の持続的発展のための基本となる目標

地域の持続的発展のための 基本となる目標	基準値	目標値
住み続けたいと思う町民の割合 (まちづくりアンケート)	56.2% (令和元年度)	60%以上

※目標値は、まちづくりアンケート実施時点の数値とする

5 具体的な施策について

以下の通り具体的な取り組みを実施する。(要旨、抜粋)

※ 取り組みは、追加・変更等により柔軟に対応することが可能であり、計画期間中に必ずしもすべての事業を実施しなければならないものではありません。

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 移住相談や町の魅力体験ツアー開催、助成制度による移住者・移住希望者の支援
- 田舎暮らしや二拠点居住に向けた田舎暮らし体験施設の整備推進
- 空き家・土地バンク制度の利用の促進
- 地域社会の担い手となる人財育成事業の推進

2 産業の振興

- 中山間地域総合整備事業等と併せた生活環境整備など総合的な農村振興の推進
- 地域の特産品であるあけぼの大豆の生産拡大と6次産業化の促進
- 販路開拓や新商品、新サービスの開発取り組みによる利用者の拡大
- 研究開発や新技術・技能に関する研究開発棟等への支援による地場産業の振興
- テレワーク・サテライトオフィス誘致による、新規ビジネスによる雇用の創出
- 身延山、下部温泉郷の魅力アップと効果的なPRの促進

- 町内全域へ計画的にシダレザクラを植栽した町のイメージアップによる観光推進

3 地域における情報化

- ICTの利活用による行政事務効率化と福祉、教育等多方面の行政サービスの充実強化
- ICTの利活用による地域の情報化の推進

4 交通施設の整備、交通手段の確保

- 中部横断自動車道へのアクセス向上へ国道300号から中富ICへの新設道路、三澤・市之瀬間バイパス、県道割子切石線バイパスの建設、飯富橋架け替えの要請
- 生活に密着した町道、生活関連広域基幹林道及び農道の整備推進
- 学校、商業施設、病院等を結ぶ乗合タクシー、バス路線及びJR身延線等運行体系整備

5 生活環境の整備

- 安定的な供給を確保するため、老朽化した水道施設の更新
- 各地区の実情に応じた生活排水処理計画を策定した施設整備の推進
- 大規模災害に備えた各地域の地理、地形等に配慮した防災施設の充実
- 広域性をもった機動力のある消防団の整備充実
- 町内企業への雇用促進や、子育て世帯の移住定住を促進するための住宅整備の推進

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 安心して子育てができる環境の整備
- 児童館及び学童保育の充実
- 保育料の無償化や副食費等補助の充実による子育て世代の親の負担軽減
- 高齢者福祉推進体制及び施設の整備の推進
- スポーツジム・健康増進施設を整備し、スポーツや温浴を利用した、町民等の健康保持や体力向上等を目的とした活用推進

7 医療の確保

- 町内の病院を中心とした地域医療システムの確立
- 休日、夜間の初期救急医療体制の一層の充実

8 教育の振興

- 教育に係る費用の補助等の充実による小中学校保護者の経済的負担の軽減
- 身延町立学校施設整備計画に基づいた中学校新校舎等の整備
- 情報通信技術を活用した学習の振興及び遠隔教育環境の構築
- 通学支援として、通学距離の実情を把握する中でのスクールバスの運行
- 学校給食の食材として積極的に地元の食材を使用するなど内容充実を図るとともに、給食施設集約・再配置を進め設備等の更新
- 図書館、公民館など学習拠点施設の効果的活用により、町民が多様な文化に触れる機会の創出
- 公民館や集会施設、スポーツ施設など生涯学習関連施設の整備

9 集落の整備

- 定住促進のため各種助成制度の実施及び住宅用地の造成分譲の推進
- 地域おこし協力隊を採用し、活動を通じた地域の維持・強化

10 地域文化の振興等

- 芸術文化活動や発表の場提供など、町民の教養向上や地域文化の振興等に資する文化行政の推進や施設の整備
- 文化財等を保護、保存、活用等するための施設整備や保護施策の推進

11 再生可能エネルギーの利用の推進

- 再生可能エネルギーの活用推進

6 過疎地域への支援措置について

都市地域と過疎地域との格差をなくすため、過疎法において下記などの支援が措置されます。

1 町への支援措置

① 過疎対策事業債による財源措置

市町村道、農道、林道、地場産業施設、観光施設、電気通信施設などのハード事業、及び将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業として行う、ソフト事業（過疎地域持続的発展特別事業）の財源として過疎対策事業債（充当率100%、元利償還金の70%を交付税措置）を充当。

② 国庫補助率のかさ上げ

計画に基づく事業のうち過疎法の対象とする教育施設、児童福祉施設、消防施設について補助率の割合をかさ上げして補助。

2 事業者への支援措置

① 事業用資産の取得に係る割増償却の実施

産業振興促進区域（身延町全域）において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）の個人又は法人が、資本金の規模に応じて取得価額の合計が500万円以上の生産等設備を取得又は製作若しくは建設して、一定の事業の用に供した場合、建物、機械等の資産について、5年間、取得価額の一定割合を割増償却額として計上し、損金に含めることができる。

② 事業用資産の取得に係る固定資産税の免除

産業振興促進区域（身延町全域）において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）の個人又は法人が、資本金の規模に応じて取得価額の合計が500万円以上の生産等設備を取得又は製作若しくは建設して、一定の事業の用に供した場合、建物、機械等の資産について、3箇年度分の固定資産税を免除する。